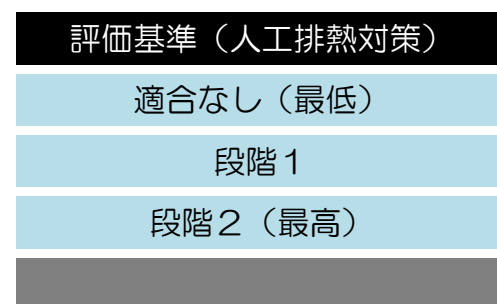
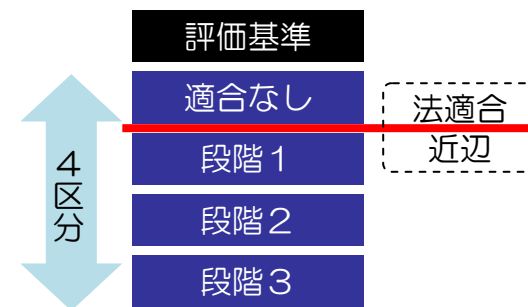


## 1 現行評価基準における段階設定について

- 現行の評価基準では、段階1の基準に達しない取組は、「適合なし」としている。
- このため現行の評価基準は標準として、「段階1、2、3及び適合なし」の4つの区分で評価されており、「段階3」が最高、「適合なし」が最低の水準となる。
- 「段階1」と「適合なし」があると、取組の程度が低い場合を区分することができる。建築物省エネ法をはじめとして、法適合近辺を区分することができるようになっている。
- 一方で「段階1、2及び適合なし」（人工排熱対策）や「段階2及び適合なし」（再生骨材等）、「段階2、3及び適合なし」（緑の量）などの様々なケースが存在する。
- また、段階3が存在しない場合、段階2が最も優れており、直感的にわかりやすい制度とは言い難い部分がある。



## 2 事務局の考え

- 環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図るためには、法適合近辺を区分するより、高いレベルを促進していく方が望ましい。また、ひろく市場で比較検討してもらうためにはわかりやすさが重要である。
- このため見直し後は、段階2及び段階3に適合しないものをすべて段階1とすることにより、環境配慮の程度を直感的にわかりやすくしたらどうか。
- 今回の見直しにあわせ、全ての評価基準において段階1から段階3を設定する。これにより一層、環境配慮の程度を直感的にわかりやすくしていく。

評価基準の段階	(案) 達成の程度を直感的にわかりやすくする	(現行) 比較的低い程度の環境配慮について区別する
適合なし (段階1に満たない)	段階2に満たない	(段階1に満たない)
段階1		環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減を図るうえで必要なもの
段階2	環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に高い効果を有するもの	環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に高い効果を有するもの
段階3	環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に著しく高い効果を有するもの	環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に著しく高い効果を有するもの